

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る資格に関する公示	(総務部総務課)	12
○特定調達契約に係る入札の公告	(総務部総務課)	12
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(総務部総務課)	13
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	14
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	15
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	15
札幌道税事務所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		15

告 示

北海道告示第559号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和5年12月8日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和5年12月8日(金)から同月28日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5019

北海道告示第560号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道庁本庁舎等で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,710kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 4,636,000kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道告示第559号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階7号会議室（送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 令和6年1月23日（火）午前10時（送付による場合は、同月22日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定

後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部総務課

イ 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5019

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)

Contract type : Commercial power (standard)

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,710 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,636,000 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 23, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than January 22, 2024)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5019

北海道告示第561号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年12月8日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式
- | | |
|--|---------|
| (1) 除雪ドーザ（9トン（1.5㎡）級以上 汎用プラウ）（1時間当たりの単価） | 324時間 |
| (2) ダンプトラック（10トン級以上 排雪用差し枠）（1時間当たりの単価） | 437時間 |
| (3) ホイールローダ（0.5㎡級以上 スノーバケット付き）（1時間当たりの単価） | 205時間 |
| (4) バックホウ（ホイール型0.45㎡級以上 スノーバケット付）（1時間当たりの単価） | 141時間 |
| (5) ロータリー除雪機（10PS以上）（1時間当たりの単価） | 183時間 |
| (6) 除雪作業員（1時間当たりの単価） | 1,010時間 |
- 2 落札者を決定した日
令和5年11月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 氏名 | 株式会社佐野重機 |
| (2) 住所 | 札幌市西区発寒5条5丁目3番12号 |
- 4 落札金額
- | | |
|-----|---------|
| (1) | 30,000円 |
| (2) | 18,000円 |
| (3) | 12,000円 |
| (4) | 17,000円 |
| (5) | 14,000円 |
| (6) | 4,300円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年10月3日付け北海道告示第471号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- | | |
|---------|---------------|
| (1) 名称 | 北海道総務部総務課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |

北海道告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（上幌向第2地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和5年12月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 士別市朝日町茂志利7182・7184の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第565号

北海道告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年11月29日、オロン土地改良区の定款の変更を認可した。

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 網走市字稲富91の8
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 川上郡標茶町・弟子屈町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美瑛町役場の掲示場に掲示した。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 通知の内容 令和5年北海道告示第528号

- 所在が不明な者 小滝 正、鎌田 幸子

札幌道税事務所告示

北海道札幌道税事務所告示第5号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年12月8日

北海道札幌道税事務所長 薬袋浩之

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 申告書用紙等封入封緘業務（1件当たりの単価）	514,944件
(2) 郵送申告書等収受業務（1件当たりの単価）	244,911件
(3) 申告情報入力業務等（書面）（1件当たりの単価）	152,538件
(4) 申告情報入力業務等（電子）（1件当たりの単価）	467,436件
(5) 口座情報入力業務（1件当たりの単価）	53,550件
(6) 届出情報入力業務（1件当たりの単価）	65,427件
(7) 申告書等編纂業務（1件当たりの単価）	216,609件
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名 株式会社HBA
 - 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 随意契約に係る契約金額

(1) 46円
(2) 47円
(3) 113円
(4) 45円
(5) 30円
(6) 170円
(7) 45円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
